



鳥取県公報

平成17年 3月31日(木)
号外第67号

毎週火・金曜日発行

目 次

規 則	消費生活協同組合法施行細則の一部を改正する規則 (44) (県民生活課) 3
	鳥取県消費生活協同組合資金貸付規則の一部を改正する規則 (45) (") 4
	鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を 改正する規則 (46) (住宅政策課) 5
	鳥取県特別県営住宅管理規則の一部を改正する規則 (47) (") 8
	鳥取県中小企業設備資金貸付規則及び鳥取県中小企業経営健全化資金貸付規則 の一部を改正する規則 (48) (経済政策課) 9
	鳥取県農業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則 (49) (経営支援課)11
	家畜改良増殖法施行細則の一部を改正する規則 (50) (畜産課)12

———公布された規則のあらまし———

消費生活協同組合法施行細則の一部を改正する規則

- 1 消費生活協同組合法等の規定により提出する書類については、消費生活センター所長に提出することができることとした。(第6条関係)
- 2 その他所要の規定の整備を行うこととした。
- 3 この規則は、公布の日から施行することとした。

鳥取県消費生活協同組合資金貸付規則の一部を改正する規則

- 1 資金の貸付に係る書類(連合会に係るものを除く。)については、消費生活センター所長に提出することができることとした。(第14条関係)
- 2 その他所要の規定の整備を行うこととした。
- 3 この規則は、公布の日から施行することとした。

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

- 1 県営住宅に入居する手続として入居決定者が提出する請書に連署する者を保証人から連帯保証人とするに伴い、当該手続に係る規定の整備を行うこととした。(第5条、第6条、様式第7号、様式第7号の3、様式第8号、様式第9号関係)
- 2 県営住宅の入居決定者が提出する請書等に添付する書類に、新たに連帯保証人の印鑑登録証明書を加えることとした。(第5条、様式第7号、様式第8号関係)
- 3 県営住宅等の管理に関する事務を補佐させるために置く住宅管理人の任命について、入居者の身体状況等を勘案し、入居者の中に適当な者がいないと認める場合には、入居者以外の者等で、地域の実情等に応じて最も適当なものを住宅管理人に任命することができることとした。(第17条関係)
- 4 その他所要の規定の整備を行うこととした。
- 5 この規則は、平成17年4月1日から施行することとした。

鳥取県特別県営住宅管理規則の一部を改正する規則

- 1 特別県営住宅の管理に関する事務を補佐させるために置く住宅管理人の任命について、入居者の身体状況等を勘案し、入居者の中に適当な者がいないと認める場合には、入居者以外の者等で、地域の実情等に応じて最も適当なものを住宅管理人に任命することができることとした。(第2条関係)
- 2 この規則は、平成17年4月1日から施行することとした。

鳥取県中小企業設備資金貸付規則及び鳥取県中小企業経営健全化資金貸付規則の一部を改正する規則

1 鳥取県中小企業設備資金貸付規則の一部改正

金融機関から中小企業設備資金の貸付けを受けている中小企業者（据置期間中の者を除く。）で、中小企業信用保険法の規定により経済産業大臣が指定する業種に属する事業を行うもの又は最近3月の売上高若しくは営業利益の額が1年前、2年前若しくは3年前の同期に比べ減少しているもの（知事が別に定める要件に該当する者に限る。）の当該資金の貸付期間について、5年間を限度として延長することができる特例の期限を、平成18年3月31日（現行 平成17年3月31日）までとすることとした。（附則関係）

2 鳥取県中小企業経営健全化資金貸付規則の一部改正

(1) 金融機関から中小企業経営健全化資金の貸付けを受けている中小企業者（据置期間中の者を除く。）で、中小企業信用保険法の規定により経済産業大臣が指定する業種に属する事業を行うもの又は最近3月の売上高若しくは営業利益の額が1年前、2年前若しくは3年前の同期に比べ減少しているもの（知事が別に定める要件に該当する者に限る。）の当該資金の貸付期間について、3年間を限度として延長することができる特例の期限を、平成18年3月31日（現行 平成17年3月31日）までとすることとした。（附則関係）

(2) その他所要の規定の整備を行うこととした。

- 3 この規則は、公布の日から施行し、平成17年4月1日から適用することとした。

家畜改良増殖法施行細則の一部を改正する規則

- 1 優良種畜に対する烙印の押捺なつに関する規定及び烙印の規格を定めた様式を削ることとした。（旧第2条、旧様式第1号関係）
- 2 種畜の飼養者に対する標示義務に関する規定及び標示の内容を定めた様式を削ることとした。（旧第3条、旧様式第2号関係）
- 3 純粋種以外の豚で、2級以上の種畜証明書の交付を受けていないものについても、家畜人工授精所の種畜とすることができることとする事とした。（新第5条関係）
- 4 その他所要の規定の整備を行うこととした。
- 5 この規則は、公布の日から施行することとした。

規 則

消費生活協同組合法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年3月31日

鳥取県規則第44号

消費生活協同組合法施行細則の一部を改正する規則

消費生活協同組合法施行細則（昭和23年鳥取県規則第73号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「削除項」という。）を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（削除項を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(総会に関する届出)</p> <p>第1条 略</p> <p>2 前項の場合において消費生活協同組合法（昭和23年法律第200号。以下「法」という。）第43条第1項第4号、第5号及び第8号に掲げる事項を議決したときは、<u>当該議決を証する書類を添付して届け出なければならない。</u></p> <p>(諸届)</p> <p>第5条 組合は、次の場合において、遅滞なく知事に届け出なければならない。この場合において、第6号から第10号までの場合はその理由を記載しなければならない。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) <u>法第26条の2の規約、事務執行に関する規程、その他の諸規程を制定し又は改廃したとき。</u></p> <p>(6)～(9) 略</p> <p>(10) <u>法第35条第2項又は第41条第1項の規定による請求があったとき。</u></p> <p>(書類の提出)</p> <p>第6条 法、消費生活協同組合法施行規則（昭和23年大蔵省・法務庁・厚生省・農林省令第1号）又はこの規則により知事に提出する書類は、<u>連合会の場合を除き、消費生活センター所長を経由して提出することができる。</u></p>	<p>(総会に関する届出)</p> <p>第1条 略</p> <p>2 前項の場合において消費生活協同組合法（以下法という。）第43条第4号第5号（<u>収支予算</u>）及び第8号（<u>事業報告書等</u>）の書類を議決したときは、<u>その書類を添付して届け出なければならない。</u></p> <p>(諸届)</p> <p>第5条 組合は、次の場合において、遅滞なく知事に届け出なければならない。この場合において、第6号から第10号までの場合はその理由を記載しなければならない。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) <u>総会議事規則、事務執行に関する規定、その他の諸規定を制定し又は改廃したとき。</u></p> <p>(6)～(9) 略</p> <p>(10) <u>法第35条第2項又は第41項の規定による請求があったとき。</u></p> <p>(書類の経由)</p> <p>第6条 法、<u>法施行規則又は本則により知事に掲出する書類は、連合会の場合を除き、主たる事務所の所在地を管轄する福祉事務所長を経由しなければならない。ただし、主たる事務所の所在地が、鳥取市にある場合は、東部福祉事務所長を、倉吉市にある場合は、中部福祉事務所長を、米子市及び境港市にある場合は、西部福祉事務所長をそれぞれ經由するものとする。</u></p> <p>2 <u>福祉事務所長は、前項の書類を受理したときは、意見を附して、遅滞なくこれを知事に送付しなけれ</u></p>

ばならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

鳥取県消費生活協同組合資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年 3月31日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県規則第45号

鳥取県消費生活協同組合資金貸付規則の一部を改正する規則

鳥取県消費生活協同組合資金貸付規則（昭和29年鳥取県規則第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「削除項」という。）を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（削除項を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>(書類の提出)</p> <p>第14条 この規則により知事に提出する書類は、連合会の場合を除き、<u>消費生活センター所長を経由して提出することができる。</u></p>	<p>(書類の経由)</p> <p>第14条 この規則により知事に提出する書類は、連合会の場合を除き<u>主たる事務所の所在地を管轄する福祉事務所長を経由しなければならない。ただし、主たる事務所の所在地が、鳥取市にある場合は東部福祉事務所長を、倉吉市にある場合は中部福祉事務所長を、米子市及び境港市にある場合は西部福祉事務所長をそれぞれ経由しなければならない。</u></p> <p>2 <u>福祉事務所長は、前項の書類を受理したときは、意見を附して、遅滞なくこれを知事に送付しなければならない。</u></p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年 3月31日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県規則第46号

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和37年鳥取県規則第70号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(請書)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 条例第9条第1項第1号の規則で定める書類は、<u>入居決定者及び連帯保証人の印鑑登録証明書、連帯保証人の収入を証する書類並びに緊急連絡先届出書</u>（様式第7号の2）とする。</p> <p><u>(連帯保証人)</u></p> <p>第6条 次の各号のいずれかに該当する者は、条例第9条第1項第1号に規定する<u>連帯保証人</u>となることができない。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>2 条例第9条第2項の規定により請書への<u>連帯保証人の連署</u>を免除することができる場合は、入居決定者が次に掲げる者である場合とする。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 条例第7条第4項第10号に該当する者のうち、生活の状況その他の事情から<u>連帯保証人の確保が困難な者</u></p> <p>3 条例第9条第2項の規定により請書への<u>連帯保証人の連署の免除</u>を受けようとする者は、<u>県営住宅連帯保証人免除申出書</u>（様式第7号の3）に、前項各号に掲げる者に該当することを証する書類を添付して知事に提出しなければならない。</p> <p>4 入居者は、<u>連帯保証人</u>を変更しようとする場合又は次の各号のいずれかに該当することとなった場合は、速やかに<u>県営住宅入居者連帯保証人変更承認申請書</u>（様式第8号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。</p> <p>(1) <u>連帯保証人が死亡したとき</u>。</p> <p>(2) <u>連帯保証人の所在が不明になったとき</u>。</p> <p>(3) <u>連帯保証人が後見開始、保佐開始又は補助開始の審判を受けたとき</u>。</p> <p>(4) <u>連帯保証人が破産手続開始の決定を受けたとき</u>。</p>	<p>(請書)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 条例第9条第1項第1号の規則で定める書類は、<u>入居決定者の印鑑登録証明書、保証人の収入を証する書類及び緊急連絡先届出書</u>（様式第7号の2）とする。</p> <p><u>(保証人)</u></p> <p>第6条 次の各号のいずれかに該当する者は、条例第9条第1項第1号に規定する<u>保証人</u>となることができない。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>2 条例第9条第2項の規定により請書への<u>保証人の連署</u>を免除することができる場合は、入居決定者が次に掲げる者である場合とする。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 条例第7条第4項第10号に該当する者のうち、生活の状況その他の事情から<u>保証人の確保が困難な者</u></p> <p>3 条例第9条第2項の規定により請書への<u>保証人の連署の免除</u>を受けようとする者は、<u>県営住宅保証人免除申出書</u>（様式第7号の3）に、前項各号に掲げる者に該当することを証する書類を添付して知事に提出しなければならない。</p> <p>4 入居者は、<u>保証人</u>を変更しようとする場合又は次の各号のいずれかに該当することとなった場合は、速やかに<u>県営住宅入居者保証人変更承認申請書</u>（様式第8号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。</p> <p>(1) <u>保証人が死亡したとき</u>。</p> <p>(2) <u>保証人の所在が不明になったとき</u>。</p> <p>(3) <u>保証人が後見開始、保佐開始又は補助開始の審判を受けたとき</u>。</p> <p>(4) <u>保証人が破産手続開始の決定を受けたとき</u>。</p>

き。

5 入居者又は連帯保証人は、入居者が氏名を変更したとき、又は連帯保証人が住所若しくは氏名を変更したときは、速やかに県営住宅入居者氏名等変更届(様式第9号)によりその旨を知事に届け出なければならない。

(住宅管理人)

第17条 条例第25条の規定による住宅管理人は、入居者のうちから知事が任命する。ただし、入居者の身体の状況等を勘案し、入居者の中に適当な者がいないと認める場合には、入居者以外の者又は団体で、地域の実情等に応じて最も適当なものを住宅管理人に任命することができる。

2 知事は、住宅管理人が次の各号のいずれかに該当するときは、住宅管理人を解任することができる。

(1)及び(2) 略

3 略

様式第7号(第5条関係)

収入 印紙	請	書
職氏名様	年 月 日	第 号
入居の決定を受けた下記県営住宅の入居に当たり、別記諸条項を堅く遵守し、誠実に履行することをお請けします。		
なお、連帯保証人は、この請書による私の一切の債務についてその債務を負います。		
年 月 日	入居者	住所
	氏名	印
	連帯保証人	住所
	氏名	印
	入居者との関係	

記
 県営住宅 団地 第 号
 添付書類 1 入居者及び連帯保証人の印鑑登録証明書
 2 連帯保証人の収入を証する書類
 3 略

別記 略

様式第7号の3(第6条関係)

県営住宅連帯保証人免除申出書

職氏名様	年 月 日
住宅名	団地 第 号
入居者氏名	

県営住宅の入居に当たり、請書への連帯保証人の連署を免除していただきたいので、鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則(以下「規則」という。)第6条第3項の規定により申し上げます。

理	由
規則第6条第2項のうち該当する項目(該当番号に印)	1 第1号に該当 2 第2号に該当

5 入居者又は保証人は、入居者が氏名を変更したとき、又は保証人が住所若しくは氏名を変更したときは、速やかに県営住宅入居者氏名等変更届(様式第9号)によりその旨を知事に届け出なければならない。

(住宅管理人)

第17条 条例第25条の規定による住宅管理人は、入居者のうちから知事が任命する。

2 知事は、住宅管理人が次の各号の一に該当するときは、住宅管理人を解任することができる。

(1)及び(2) 略

3 略

様式第7号(第5条関係)

収入 印紙	請	書
職氏名様	年 月 日	第 号
入居の決定を受けた下記県営住宅の入居に当たり、別記諸条項を堅く遵守し、誠実に履行することをお請けします。		
なお、保証人は、この請書による私の一切の債務についてその債務を負います。		
年 月 日	入居者	住所
	氏名	印
	保証人	住所
	氏名	印
	入居者との関係	

記
 県営住宅 団地 第 号
 添付書類 1 入居者の印鑑登録証明書
 2 保証人の収入を証する書類
 3 略

別記 略

様式第7号の3(第6条関係)

県営住宅保証人免除申出書

職氏名様	年 月 日
住宅名	団地 第 号
入居者氏名	

県営住宅の入居に当たり、請書への保証人の連署を免除していただきたいので、鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則(以下「規則」という。)第6条第3項の規定により申し上げます。

理	由
規則第6条第2項のうち該当する項目(該当番号に印)	1 第1号に該当 2 第2号に該当

3 第3号に該当

様式第8号(第6条関係)
県営住宅入居者連帯保証人変更承認申請書

職 氏 名 様

年 月 日付で提出した請書の連帯保証人を変更したいので、鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則第6条第4項の規定により、下記のとおり申請します。

年 月 日

郵便番号
住 所
入居者 団地第 号
氏 名 印
電 話

記

略	
旧連帯保証人	住 所 氏 名 印
新連帯保証人	私は、連帯保証人となるに際し、条例等の規定及び入居の条件を承知し、旧連帯保証人が入居者のため貴県に対し負担しているすべての債務及び今後の入居のすべての債務を引き受けます。
略	

添付書類 新連帯保証人の印鑑登録証明書及び収入を証する書類

様式第9号(第6条関係)

県営住宅入居者氏名等変更届

職 氏 名 様

下記のとおり(入居者氏名・連帯保証人の氏名又は住所)が変更になりましたので、鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則第6条第5項の規定により届け出ます。

年 月 日

届出者 郵便番号
住 所
氏 名
電話番号

記

略	
変 更 事 項	1 入居者の氏名 2 連帯保証人の氏名 3 連帯保証人の住所(該当番号に 印)
略	

添付書類 略

様式第10号の5(第6条の5関係)

収入申告書

職 氏 名 様

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例第9条の5の規定により、次のとおり収入の申告をします。

年 月 日

団地第 号
入居者 氏 名
連絡先電話番号

略

様式第8号(第6条関係)
県営住宅入居者保証人変更承認申請書

職 氏 名 様

年 月 日付で提出した請書の保証人を変更したいので、鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則第6条第4項の規定により、下記のとおり申請します。

年 月 日

郵便番号
住 所
入居者 団地第 号
氏 名 印
電 話

記

略	
旧保証人	住 所 氏 名 印
新保証人	私は、保証人となるに際し、条例等の規定及び入居の条件を承知し、旧保証人が入居者のため貴県に対し負担しているすべての債務及び今後の入居のすべての債務を引き受けます。
略	

添付書類 新保証人の収入を証する書類

様式第9号(第6条関係)

県営住宅入居者氏名等変更届

職 氏 名 様

下記のとおり(入居者氏名・保証人の氏名又は住所)が変更になりましたので、鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則第6条第5項の規定により届け出ます。

年 月 日

届出者 郵便番号
住 所
氏 名
電話番号

記

略	
変 更 事 項	1 入居者の氏名 2 保証人の氏名 3 保証人の住所(該当番号に 印)
略	

添付書類 略

様式第10号の5(第6条の5関係)

収入申告書

職 氏 名 様

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例第9条の5の規定により、次のとおり収入の申告をします。

年 月 日

団地第 号
入居者 氏 名
連絡先電話番号

略

備考

1～5 略

略

6 次に掲げる書類を添付してください。

(1) 入居者、同居者等の市町村長又は税務署長の所得証明書

(2) 略

様式第32号 (第16条の6関係)

(表面)

県営住宅駐車場使用決定通知書
第 号

県営住宅 団地
棟 号 様

職 氏 名 印

自動車登録番号
使用する区画番号
使用料の月額
使用開始可能日 年 月 日
使用期間 年 月 日まで
使用決定書発行年月日 年 月 日

お願い ・本決定通知書は、各種申請の手續に必要です。大切に保管してください。
・駐車するときは、この決定通知書の裏面を上にし、車内の外部から見える場所に必ず置いてください。

・裏面の注意事項に留意の上、所定の駐車区画を利用してください。

(裏面)

略

備考

1～5 略

略

6 次に掲げる書類を添付してください。

(1) 入居者、同居者等の市町村長又は税務署長の所得証明書、源泉徴収票、給与証明書その他収入を証する書類

(2) 略

様式第32号 (第16条の6関係)

(表面)

県営住宅駐車場使用決定通知書
第 号

県営住宅 団地
棟 号 様

職 氏 名 印

自動車登録番号
使用する区画番号
使用料の月額
使用開始可能日 年 月 日
使用期間 年 月 日まで
使用決定書発行年月日 年 月 日

お願い ・本決定通知書は、各種申請の手續に必要です。大切に保管してください。
・駐車するときは、この決定通知書の裏面を上にし、車内の外部から見える場所に必ず置いてください。
・本決定通知書は、警察に提出する保管場所使用承諾証明書としては使用できません。
・裏面の注意事項に留意の上、所定の駐車区画を利用してください。

(裏面)

略

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

鳥取県特別県営住宅管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年3月31日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県規則第47号

鳥取県特別県営住宅管理規則の一部を改正する規則

鳥取県特別県営住宅管理規則（昭和43年鳥取県規則第41号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(住宅管理人)</p> <p>第2条 条例第7条の規定による特別県営住宅管理人（以下「管理人」という。）は、入居者のうちから知事が任命する。<u>ただし、入居者の身体の状況等を勘</u></p>	<p>(住宅管理人)</p> <p>第2条 条例第7条の規定による特別県営住宅管理人（以下「管理人」という。）は、入居者のうちから知事が任命する。</p>

案し、入居者の中に適当な者がいないと認める場合には、入居者以外の者又は団体で、地域の実情等に応じて最も適当なものを住宅管理人に任命することができる。

2 略

2 略

附 則

この規則は、平成17年 4月 1日から施行する。

鳥取県中小企業設備資金貸付規則及び鳥取県中小企業経営健全化資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年 3月31日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県規則第48号

鳥取県中小企業設備資金貸付規則及び鳥取県中小企業経営健全化資金貸付規則の一部を改正する規則

(鳥取県中小企業設備資金貸付規則の一部改正)

第 1 条 鳥取県中小企業設備資金貸付規則 (昭和39年鳥取県規則第55号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
附 則	附 則
1 ~ 7 略	1 ~ 7 略
8 平成14年 4月 1日から平成18年 3月31日までの間においては、金融機関は、当該金融機関から資金の貸付けを受けている中小企業者 (据置期間中の者を除く。) で、中小企業信用保険法第 2 条第 3 項第 5 号の規定により経済産業大臣が指定する業種に属する事業を行うもの又は最近 3 月の売上高若しくは営業利益の額 (営業収益の額から営業費用の額を控除した額をいう。) が 1 年前、2 年前若しくは 3 年前の同期に比べ減少しているもの (知事が別に定める要件に該当する者に限る。) の当該資金の貸付期間を、5 年間 (附則第 2 項から第 6 項までの規定により償還を猶予された者又は前項の規定により貸付期間を延長された者にあつては、5 年から償還を猶予された期間又は貸付期間を延長された期間を差し引いた期間) を限度として延長することができる。この場合において、当該資金に係る別表の規定の適用	8 平成14年 4月 1日から平成17年 3月31日までの間においては、金融機関は、当該金融機関から資金の貸付けを受けている中小企業者 (据置期間中の者を除く。) で、中小企業信用保険法第 2 条第 3 項第 5 号の規定により経済産業大臣が指定する業種に属する事業を行うもの又は最近 3 月の売上高若しくは営業利益の額 (営業収益の額から営業費用の額を控除した額をいう。) が 1 年前、2 年前若しくは 3 年前の同期に比べ減少しているもの (知事が別に定める要件に該当する者に限る。) の当該資金の貸付期間を、5 年間 (附則第 2 項から第 6 項までの規定により償還を猶予された者又は前項の規定により貸付期間を延長された者にあつては、5 年から償還を猶予された期間又は貸付期間を延長された期間を差し引いた期間) を限度として延長することができる。この場合において、当該資金に係る別表の規定の適用

については、同表中「12年」とあるのは、「17年」とする。

については、同表中「12年」とあるのは、「17年」とする。

(鳥取県中小企業経営健全化資金貸付規則の一部改正)

第2条 鳥取県中小企業経営健全化資金貸付規則(昭和41年鳥取県規則第10号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項(以下この条において「移動項」という。)に対応する同表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項(以下この条において「移動後項」という。)が存在する場合には、当該移動項を当該移動後項とし、移動項に対応する移動後項が存在しない場合には、当該移動項(以下この条において「削除項」という。)を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(項の表示及び削除項を除く。以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(項の表示を除く。以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>(貸付けの手続き)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 商工団体は、前項の規定により申込を受理したときは、別に知事が定める<u>一覧表を作成の上、速やかに金融機関及び鳥取県信用保証協会に送付するものとする。</u></p> <p>3 金融機関は、前項の規定により一覧表を受理したときは、<u>速やかにこれを審査し、これを適当と認めて貸付けを行ったときは、その状況を当該貸付けを行った日の属する月の翌月10日までに県に報告するものとする。</u></p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 略</p> <p>(償還の猶予)</p> <p>2 略</p> <p>3 略</p> <p>4 略</p> <p>5 平成14年4月1日から平成18年3月31日までの間</p>	<p>(貸付けの手続き)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 商工団体は、前項の規定により申込を受理したときは、<u>金融機関別に取りまとめた一覧表2部を作成のうえ、翌月10日までに県に送付するものとする。</u></p> <p>3 県は、前項の規定により<u>一覧表を受理したときは、1部を金融機関に送付するものとする。</u></p> <p>4 金融機関は、前項の規定により一覧表を受理したときは、<u>すみやかにこれを審査し、これを適当と認めて貸付けを行なったときは、その状況を毎月県に報告するものとする。</u></p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 略</p> <p>(貸付条件の特例)</p> <p>2 平成6年4月1日から平成7年3月31日までの間に金融機関が中小企業者等に新たに貸し付ける資金に係る第5条の規定の適用については、同条第3号中「5年」とあるのは、「7年」とする。</p> <p>(償還の猶予)</p> <p>3 略</p> <p>4 略</p> <p>5 略</p> <p>6 平成14年4月1日から平成17年3月31日までの間</p>

においては、金融機関は、当該金融機関から資金の貸付けを受けている中小企業者等（据置期間中の者を除く。）で、中小企業信用保険法第2条第3項第5号の規定により経済産業大臣が指定する業種に属する事業を行うもの又は最近3月の売上高若しくは営業利益の額（営業収益の額から営業費用の額を控除した額をいう。）が1年前、2年前若しくは3年前の同期に比べ減少しているもの（知事が別に定める要件に該当する者に限る。）の当該資金の貸付期間を、3年間（附則第2項若しくは第3項の規定により償還を猶予された者又は前項の規定により貸付期間を延長された者にあつては、3年から償還を猶予された期間又は貸付期間を延長された期間を差し引いた期間）を限度として延長することができる。この場合において、当該資金に係る第5条第3号の規定の適用については、同号中「7年」とあるのは、「10年」とする。

においては、金融機関は、当該金融機関から資金の貸付けを受けている中小企業者等（据置期間中の者を除く。）で、中小企業信用保険法第2条第3項第5号の規定により経済産業大臣が指定する業種に属する事業を行うもの又は最近3月の売上高若しくは営業利益の額（営業収益の額から営業費用の額を控除した額をいう。）が1年前、2年前若しくは3年前の同期に比べ減少しているもの（知事が別に定める要件に該当する者に限る。）の当該資金の貸付期間を、3年間（附則第3項若しくは第4項の規定により償還を猶予された者又は前項の規定により貸付期間を延長された者にあつては、3年から償還を猶予された期間又は貸付期間を延長された期間を差し引いた期間）を限度として延長することができる。この場合において、当該資金に係る第5条第3号の規定の適用については、同号中「7年」とあるのは、「10年」とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

鳥取県農業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年 3月31日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県規則第49号

鳥取県農業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則

鳥取県農業近代化資金利子補給規則（昭和37年鳥取県規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(利子補給)</p> <p>第1条 県は、<u>農業近代化資金融通法</u>（昭和36年法律第202号。以下「法」という。）第2条第3項に規定する農業近代化資金（以下「農業近代化資金」という。）を貸し付ける法第2条第2項各号に掲げる融資機関（以下「融資機関」という。）に対し、この規則の定めるところにより、当該農業近代化資金に係る利子補給金を交付する。</p>	<p>(利子補給)</p> <p>第1条 県は、<u>農業近代化資金助成法</u>（昭和36年法律第202号。以下「法」という。）第2条第3項に規定する農業近代化資金（以下「農業近代化資金」という。）を貸し付ける法第2条第2項各号に掲げる融資機関（以下「融資機関」という。）に対し、この規則の定めるところにより、当該農業近代化資金に係る利子補給金を交付する。</p>

(利子補給の対象となる農業近代化資金の種類及び利子補給率)

第2条 略

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の利子補給率は、同項の規定により知事が別に定める率に当該各号ごとに知事が定める率を加えて得た率とする。

(1) 略

(2) 融資機関が、農業経営基盤強化促進法第12条第4項の農林水産省令で定める基準に準じて知事が定める基準に基づき市町村長による農業経営改善のための計画の認定を受けた者に対し、別表第1号から第4号まで又は第7号に掲げる資金のうち当該農業経営改善のための計画を実施するために必要な資金を貸し付ける場合において、当該貸付けに係る住所地市町村が当該融資機関に対し当該貸付けに係る農業近代化資金の利子補給金を知事が別に定める割合で交付する場合

(利子補給の対象となる農業近代化資金の種類及び利子補給率)

第2条 略

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の利子補給率は、同項の規定により知事が別に定める率に当該各号ごとに知事が定める率を加えて得た率とする。

(1) 略

(2) 融資機関が、農業経営基盤強化促進法第12条第3項の農林水産省令で定める基準に準じて知事が定める基準に基づき市町村長による農業経営改善のための計画の認定を受けた者に対し、別表第1号から第4号まで又は第7号に掲げる資金のうち当該農業経営改善のための計画を実施するために必要な資金を貸し付ける場合において、当該貸付けに係る住所地市町村が当該融資機関に対し当該貸付けに係る農業近代化資金の利子補給金を知事が別に定める割合で交付する場合

附 則

(施行期日)

1 この規則は、国の補助金等の整理及び合理化等に伴う農業近代化資金助成法等の一部を改正する等の法律(平成17年法律第16号)の施行の日から施行する。ただし、第2条の改正は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行前に、改正前の鳥取県農業近代化資金利子補給規則第3条の規定による契約に基づき利子補給について知事の承認の行われている農業近代化資金については、改正後の鳥取県農業近代化資金利子補給規則(以下「新規則」という。)第3条の規定により利子補給について知事の承認が行われたものとみなして新規則の規定を適用する。

家畜改良増殖法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年3月31日

鳥取県知事 片山善博

鳥取県規則第50号

家畜改良増殖法施行細則の一部を改正する規則

家畜改良増殖法施行細則(昭和26年鳥取県規則第22号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条及び号の表示に下線が引かれた条及び号(以下「移動条等」という。)に対応する同表の改正後の欄中条及び号の表示に下線が引かれた条及び号(以下「移動後条等」という。)が存在する場合には、当該移動条等を当該移動後条等とし、移動条等に対応する移動後条等が存在しない場合には、当該移動条等(以下「削除条等」という。)を削り、移動後条等に対応する移動後条等が存在しない場合には、当該移動後条等

(以下「追加条等」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(条の表示及び削除条等並びに様式の表示を除く。以下「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(条の表示及び追加条等並びに様式の表示を除く。以下「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄中様式の表示に下線が引かれた様式(以下「移動様式」という。)に対応する同表の改正後の欄中様式の表示に下線が引かれた様式(以下「移動後様式」という。)が存在する場合には、当該移動様式を当該移動後様式とし、移動様式に対応する移動後様式が存在しない場合には、当該移動様式を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>(提出書類の経由)</p> <p>第1条 家畜改良増殖法(昭和25年法律第209号。以下「法」という。)、<u>家畜改良増殖法施行規則</u>(昭和25年農林省令第96号)及びこの規則により農林水産大臣又は知事に提出する書類は、住所地を管轄する家畜保健衛生所長を経由しなければならない。</p>	<p>(提出書類の経由)</p> <p>第1条 家畜改良増殖法(昭和25年法律第209号。以下「法」という。)<u>家畜改良増殖法施行規則</u>(昭和25年農林省令第96号。以下「省令」という。)及びこの規則により農林水産大臣又は知事に提出する書類は、住所地を管轄する家畜保健衛生所長を経由しなければならない。</p> <p>(優良種畜)</p> <p>第2条 <u>省令第7条に規定する1級及び2級種畜の牛、馬にあっては、牛は左角に、馬は左蹄に様式第1号の烙印を押捺する。</u></p> <p>(種畜の標示)</p> <p>第3条 <u>種畜の飼養者は、その種畜を飼養する場所に様式第2号の標示をしなければならない。</u></p>
<p>(家畜人工授精用精液の採取回数)</p> <p>第2条 <u>法第12条ただし書の知事の定める回数は10回とする。</u></p>	<p>(家畜人工授精用精液の採取回数)</p> <p>第4条 <u>法第12条但書の知事の定める回数は10回とする。</u></p>
<p>(種付報告)</p> <p>第3条 種畜の飼養者、家畜人工授精所の開設者又は家畜人工授精師は、毎年12月31日現在において、その種付した頭数及び産仔数を<u>別記様式</u>により、翌年1月31日までに知事に報告しなければならない。</p>	<p>(種付報告)</p> <p>第5条 種畜の飼養者、家畜人工授精所の開設者又は家畜人工授精師は、毎年12月31日現在において、その種付した頭数及び産仔数を<u>様式第3号</u>により、翌年1月31日までに知事に報告しなければならない。</p>
<p>(講習会の開催)</p> <p>第4条 略</p>	<p>(講習会の開催)</p> <p>第6条 略</p>
<p>(家畜人工授精所の種畜)</p> <p>第5条 <u>法第27条による家畜人工授精所の種畜は、法</u></p>	<p>(家畜人工授精所の種畜)</p> <p>第7条 <u>法第27条による家畜人工授精所の種畜は、法</u></p>

第4条第1項の規定により種畜証明書の交付を受けている2級以上の種畜でなければならない。ただし、豚（純粋種を除く。）については、この限りでない。

(家畜人工授精所開設者の異動届)

第6条 家畜人工授精所の開設者は、法第24条の規定による許可を受けた事項に異動を生じたときは、次に掲げる事項を記載した家畜人工授精所開設許可事項異動届により、その都度知事に届け出なければならない。

- (1) 届出年月日
- (2) 開設者の住所及び氏名
- (3) 家畜人工授精所の所在地及び名称
- (4) 異動した事項
- (5) 異動の理由
- (6) 異動年月日

別記様式 (第3条関係)

種付け又は人工授精成績報告書 (年分)
年 月 日

第4条により種畜証明書の交付を受けている2級以上の種畜でなければならない。

(家畜人工授精所開設者の異動届)

第8条 家畜人工授精所の開設者は、法第24条の規定による許可を受けた事項に異動を生じたときは、様式第4号により、そのつど知事に届け出なければならない。

様式第1号

(烙印)

鳥 1.5センチメートル
1.2センチメートル

様式第2号

飼養者住所 氏名			
種畜の名称	登録 (登記) 番号		
家畜の品種	生年月日		
血統	父 号 登録 (登記) 番号 号	母 号 登録 (登記) 番号 号	
種畜合格年月 日	種付け供用 開始年月日		鳥 取 県
種畜の等級			

- 備考 1 この標示は、木札を使用する。
2 規格は、縦15センチメートル 横30センチメートルとする。

様式第3号

種付け又は人工授精成績報告書 (年分)
年 月 日

職 氏 名 様
住所
氏名 印
家畜改良増殖法施行細則第3条の規定により 年
分を下記のとおり報告します。
記
家畜の種類 ()

略

備考

- 1 ~ 3 略
- 4 「所有者の区分」の項は、独立行政法人有(社団法人家畜改良事業団を含む。)、県有、市町村有、農協有(農業協同組合連合会、酪農協等を含む。) 又は民有の別に記載すること。
- 5 ~ 9 略

鳥取県知事 様
住所
氏名 印
家畜改良増殖法施行細則第5条の規定により 年
分を下記のとおり報告します。
記
家畜の種類 ()

略

備考

- 1 ~ 3 略
- 4 「所有者の区分」の項は、国有(国立種畜牧場以外に繁殖しているものを含む。)、県有、市町村有又は農協有(農業協同組合連合会、酪農協等を含む。) の別に記載すること。
- 5 ~ 9 略

様式第4号

家畜人工授精所開設許可事項の異動届

年 月 日

鳥取県知事 様

開設者 住所

氏名 印

家畜人工授精所開設許可事項に異動を生じたので、
家畜改良増殖法施行細則第8条の規定により下記のと
おり届け出ます。

記

- 1 家畜人工授精所の所在地及び名称
- 2 異動した事項
- 3 異動の理由
- 4 異動年月日

備考 氏名を自署する場合には、押印を省略することが
できる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

